

## 長崎市監査公表第 12 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 10 月 27 日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘  
同 三 谷 利 博  
同 奥 村 修 計  
同 林 広 文

### 1 監査の種類

定期監査及び行政監査(令和 2 年 3 月 27 日付 長崎市監査公表第 5 号)

### 2 監査の期間

令和元年 9 月 4 日から令和 2 年 2 月 26 日まで

### 3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	南総合事務所	地域福祉課

### 4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
<p>南総合事務所 地域福祉課</p>	<p>1 収入事務について  (3) 野母崎ふれあい新港及び野母崎農村活性化センターの利用許可事務について  野母崎ふれあい新港及び野母崎農村活性化センターの利用の許可に関する事務を野母崎地域センターが行っているが、当該事務は長崎市組織規則第7条において南総合事務所地域福祉課の分掌事務と規定されている。  当該施設の利用の許可に関する事務については、南総合事務所地域福祉課で行われたい。</p>	<p>監査指摘後、直ちに地域福祉課の事務に是正した。</p>